

## 第 292 回研究報告会 (5 月 30 日)

## 「社会的障壁の事例研究—『天理時報』にみる障害者像」

八木三郎

2006 年、第 61 回国際連合総会において採択された障害を理由とするあらゆる差別を禁止する「障害者権利条約」をわが国は 2014 年 1 月に批准している。批准に向けたわが国の取り組みは、2009 年に「障がい者制度改革推進本部」を内閣府に設置し、条約の批准に必要な国内法の整備を進めてきた。2011 年 8 月に「障害者基本法」を改正。2012 年 6 月には「障害者総合支援法」が成立。2013 年 6 月に「障害者雇用促進法」の改正、ならびに「障害者差別解消法」が新たに制定された。

このなか、障害者差別解消法は障害者の社会生活・参加を阻む「社会的障壁」を排除し、障害を理由とするあらゆる差別の解消を目的としている。具体的には、「教育、商品・サービスの提供、建物・道路、医療、不動産の利用・取得、女性障害者、就労、公共交通機関、福祉、情報の保障、選挙・政治活動など」においての「不当な差別的取り扱い」や、配慮を必要とする障害者を無視する「合理的配慮の不提供」を禁止している。同法に示される「社会的障壁」とは、社会における①事物（設備）、②制度、③慣行（慣習、文化）、④観念（偏見）を意味し、2016 年 4 月 1 日より全面施行している。

今回の研究報告はこの障害者差別解消法に基づき、「社会的障壁」の事例研究を課題とした。具体的には『天理時報』（1965 年～1966 年）に掲載された障害者に関する記事を取り上げ、そこから障害者に対する捉え方を検証した。また、その対応、捉え方は終始一様で不変的であるのか、それともその時代や社会背景の影響を受け、時代とともに変化しているのかを事例を通して考察した。

## 第 294 回研究報告会 (7 月 21 日)

## 「少子化対策・女性の健康の包括的支援・女性活躍推進の背景としての「家族」言説」

金子珠理

2016 年 4 月に施行された「女性活躍推進法」によって、すべての地方公共団体と労働者が 301 人以上の民間企業について、事業主行動計画の策定と女性の活躍に関する情報の「公表」が義務づけられた。3 段階の「えるぼし」（取り消し制度あり！）取得の有無を含めて、これら企業などの行動計画をモニターし評価していくことを通じ、ディーセントワーク実現のために使いこなしていくという方策もあろう。しかし本発表の趣旨は、同法を 1990 年代以降の少子化対策や女性施策の文脈に位置づけ、その問題点を特に「家族」言説に着目しながら探ることにある。まず指摘すべきは、男女雇用機会均等法と労働者派遣法が成立した、「女性の分断元年」とも「女性の貧困元年」とも言われる 1985 年の状況に、今の一連の「女性活躍推進」政策が極似しているという点である。女性差別撤廃条約や均等法の目的とは裏腹に、1979 年の日本型福祉社会論（あるいは家庭基盤充実政策）の下、1985 年には主婦の年金権が確立し（第 3 号被保険者制度）、多くの女性たちが「家族的責任」

へと誘導されていった、あの時代を彷彿とさせる現況ではなかろうか。「女性活躍」と言いながら、他方において労働者派遣法改正（2015 年）が行われ、残業代ゼロ法が浮上するという矛盾を抱えた中で、いったい活躍が期待される女性とは誰なのか。女性の分断が早くも露呈されつつある。

ところで、1990 年代以降の少子化対策は、育児の社会化（支援）を唱えつつ、育児の家族化（原則自己責任）の強化を特徴とする「自助あつての共助」であった。この少子化対策と同時進行していったのが、教育基本法や社会教育法の改正に典型的に表れ、また次世代育成支援対策推進法や少子化社会対策基本法にも垣間見られる「家庭教育」振興政策である。これらは、ネオリベリズムの矛盾を補完するかのようになり、ナショナリズムが台頭し、愛国心や道徳心が称揚されていく一連の潮流とも親和的である（親学や日本会議が登場し、ジェンダーフリーや男女共同参画へのバッシングが行われるのも同時期である）。こうして少子化対策は、「家庭教育」推進や生殖補助技術（ART）を用いた不妊治療への助成金など、非本質的なものを抱え込みながら展開していく。結果として、少子化対策の成果はあがらず、第一子出産で退職する女性の割合は、均等法成立当時と 30 年後の現在とで 6 割と変化はない。とはいえこの時点までは基本的には、1994 年カイロで行われた国際人口開発会議の路線（リプロダクティブ・ヘルス／ライツの尊重）を踏み越えることはなかった。

しかし 2013 年以降、人口の具体的な数値目標が戦後初めて示され、本格的な人口政策へと舵が切られることとなる。2015 年 3 月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、成人式などを利用しての早期結婚・早期出産を促す啓蒙活動や「3 世代同居」が推進されていく（高校保健副教材にみられる改ざんグラフを用いた「卵子の老化」知識の啓蒙もその一環である）。これらを取り巻くのが、「夫婦同姓合憲最高裁判決」や「夫婦控除案」、「自民党憲法 24 条改正草案（家族条項新設）」などに見られる「家族の絆」の強調であるが、この種の言説は実質的には社会保障（介護・医療・年金・生活保護など）の削減を補い、負担増を正当化するような効果をもたらしている。その一方で「女性活躍推進」や「輝く女性応援」「一億総活躍」といった政策が矢継ぎ早に出され、目くらましを受けつつある中、2014 年に提出された要注意の法案が「女性の健康の包括的支援法案」である。同法案は、男女共同参画へのバックラッシュで知られる議員が推進したものであり、女性団体からはリプロダクティブ・ヘルス／ライツ概念が乏しいなどといった様々な批判がなされている。女性の健康のための法案と言いながら、北京女性会議の行動綱領を逸脱しかねない内容となっていることは、当の女性たちにはほとんど知られていない。しかも同法案が「女性活躍推進法」とセットで考えられている点から、浮かび上がってくるのは、「産み・働き・ケアする」理想の女性像（あるいは家族像）である。現在進行している「輝く女性応援」政策や「女性活躍推進」政策は、1933 年創刊の雑誌『輝ク』を思わせるという指摘もなされている（加納実紀代 2014）。「承認欲求」を媒介に主体をアントレプレナー化し「国防婦人」として社会参加していった、かつての女性たちの轍を踏まぬ道を探っていきたい。